資本金額とし、ⅱにより記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、ⅳに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

14　新開示府令第二号様式の記載上の注意(57)ａ(e)のⅳ（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、次の各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、当該各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

一　銀行等以外の会社　平成二十三年三月三十一日

二　銀行等　平成二十四年三月三十一日

15　新開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)ｃ、第二号の三様式記載上の注意(2)ｃ及びｄ、第十四号様式記載上の注意(9)ｃ及びｄ並びに第十五号様式(8)ｃ及びｄの規定は、有価証券届出書、発行登録書（金融商品取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。以下同じ。）又は発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。以下同じ。）に組み込み、参照すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券開示府令」という。）第四号の三様式記載上の注意(26)ｃからｅまで、第四号の三の二様式記載上の注意(29)ｃからｅまで、第四号の四の二様式記載上の注意(1)ｃ、第五号様式記載上の注意(28)ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意(1)ｆにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二の二様式記載上の注意(2)ｃ、第五号の二の三様式記載上の注意(2)ｃ及びｄ、第五号の三の二様式記載上の注意(2)ｃ並びに第五号の三の三様式記載上の注意(2)ｃ及びｄの規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券届出書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、当該各号に掲げる者が当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

一　金融商品取引法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている場合を除く。）　施行日以後に終了する特定期間（同法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。次項において同じ。）に係る有価証券報告書（同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次項において同じ。）を提出した日

二　前号に掲げる者以外の者　平成二十二年七月一日

2　新特定有価証券開示府令第四号の三様式記載上の注意(26)ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第七号の三様式記載上の注意(1)ｆにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）、第四号の四様式記載上の注意(29)ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第八号様式記載上の注意(1)ｆにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）及び第五号の二様式記載上の注意(28)ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意(1)ｆ（新特定有価証券開示府令第八号の三様式記載上の注意(1)ｇにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号の二様式記載上の注意(1)ｄにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、施行日以後に終了する特定期間に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3　新特定有価証券開示府令第十号の三様式2(3)及び同様式記載上の注意(9-2)、第十一号様式2(3)及び同様式記載上の注意(9-2)、第十一号の二様式1(5)及び同様式記載上の注意(4-2)並びに第十一号の三様式1(5)及び同様式記載上の注意(3-2)の規定は、施行日以後に終了する中間計算期間（計算期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間計算期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第十三号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第二十七号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）及び地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の施行に伴い、並びに同法及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博